

トータルサポート事業応援協調ローン

令和元年12月9日現在

商 品 名	トータルサポート事業応援協調ローン
ご利用いただける方	(1)創業:新たに事業を始める方や、事業を始めて間もない方 (2)成長:成長期にある方(創業や再生、承継以外の方) (3)再生:債務超過や繰越欠損の計上があるものの企業再建が見込める方、適切な再生計画を策定し、当金庫および日本政策金融公庫の支援を受けて企業再生を図る方 (4)承継:親族内承継や従業員承継、第三者への事業承継を行う方、または予定している方
お 使 い み ち	事業性資金(運転資金、設備資金)とします。
ご 融 資 形 態	手形貸付、当座貸越、証書貸付
ご 融 資 金 額	2,000万円以内
ご 利 用 期 間	お使いみちに応じた返済期間以内とします。
ご 融 資 利 率	当金庫所定の利率となります。詳しくは窓口にご確認ください。
ご 返 済 方 法	契約時に指定した返済用口座より毎月元金均等返済となります。
保 証 人 ・ 担 保	ご希望を伺いながらご相談させていただきます。
手 数 料 ・ 保 証 料	当金庫所定の手数料をお支払いいただきます。
苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
そ の 他	(1)お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 (2)現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。